

令和7年度 入園のてびき

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 別館2階

松山市こども家庭部 保育・幼稚園課
TEL (089) 948-6882・948-6951


<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/kodomokateibu/hoikukatoppu.html>

1. 入園の申込受付について

	令和7年4月1日入園の場合	年度途中入園の場合（毎月1日付入園）
入所可能数の公表	—	毎月15日に翌々月の入所可能数を松山市保育・幼稚園課のホームページで公表します。 ※2月・3月・4月は公表しません。
申込時期	令和6年11月25日（月）から12月13日（金）まで 申込時期に松山市に住民登録のない方や、2月までに出産予定のお子さまが4月からの保育所等の入園を希望される場合は、保育・幼稚園課へご連絡ください。	入園希望月の2か月前の <u>25日</u> まで（日曜、祝日の場合はその前日） 例：令和7年9月入園希望の場合 →令和7年7月25日が申込締切 ※令和8年2・3月の入園申し込みは、 <u>令和7年12月12日（金）</u> までです。
受付場所 受付時間	次のいずれかで受付しています。 ※郵送での申し込みは、原則受け付けておりません。 ● 保育所・認定こども園・地域型保育事業所（各施設で受付しています。） 月曜日～土曜日（祝日は除く） 8時30分～17時 ※土曜日の受付をしていない施設もあります。 ● 保育・幼稚園課 窓口（市役所 別館2階） 月曜日～金曜日（祝日は除く） 8時30分～17時 ※令和6年11月28日（木）・12月5日（木）・12日（木）は、保育・幼稚園課の窓口に関り19時まで受付時間を延長します。 ※認定こども園・地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業）への入園を希望される方は、 希望する施設へ申請書を提出 するようご協力をお願いします。 （広域申込、入園予約申込は保育・幼稚園課のみでの受付となります。） また、 希望する施設の保育内容や実費負担の利用料等については、事前に各施設に確認してください。	
結果発送	2月下旬に発送予定です。 ※発送日は決まり次第、市ホームページでお知らせします。	入園希望月の前月10日に発送予定です。 （土日祝日の場合は翌開庁日）
	※ 結果発送は申請初月のみ となります。 入園保留となった場合は、その後、入園可能になった月に改めて通知いたします。 ※入園選考の結果については、市から文書で通知します。 発送日及び入園選考の結果のお問い合わせには、電話や窓口でお答えできません。	

育児休業から復職する予定の方へ
令和7年度途中の入園予約について

松山市では、年度途中に育児休業から復職する方を対象に入園予約制度を導入しています。

<p>対象者</p> <p>すべての条件を満たす方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>入園予約を希望する児童及びその保護者が、申し込み時及び入園希望月の初日に、松山市に住民登録があり、現に在住していること。</u> ● 保護者が、法律に定める育児休業取得後に、<u>休業前の職場に入園希望月中に復職することが確実</u>であること。育児休業期間が記入された就労証明書の提出ができること。 <p>※事業所内保育事業所の従業員枠は入園予約の対象外です。</p> <p>※入園希望月までに保育所等を利用している方（幼稚園を含む）は対象外です。</p> <p>※自営業の方は対象外です。（ご自身で復職を決めることができるため）</p>
<p>入園予約可能日</p>	<p>育児休業が終了し、復職する月の初日 （令和7年5月～令和8年3月）※令和7年4月は対象外です。 （希望する施設の入園できる年齢を満たしている必要があります。）</p>
<p>実施施設</p>	<p>松山市保育・幼稚園課ホームページで公開します。</p>
<p>必要書類</p>	<p>「入園申し込みに必要なもの（<u>教育・保育給付認定申請書兼入園申込書</u>を含む）」一式（P.10参照）と「<u>入園予約申込書兼同意書</u>」の提出が必要です。</p> <p>※「入園予約申込書兼同意書」は保育・幼稚園課でのみ用意しており、申し込みに来られた際に、その場でご記入いただきます。</p> <p>※ 第2希望まで申し込みができます。</p>
<p>受付期間 受付場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年11月25日（月）から12月13日（金）まで ● 保育・幼稚園課 窓口（市役所 別館2階）のみ 月曜日～金曜日（祝日は除く） 8時30分～17時 <p> → 令和6年11月28日（木）・12月5日（木）・12日（木）は、19時まで受付時間を延長します。</p> <p><u>※入園予約の申し込みは、各保育所や認定こども園等では受付できません。</u></p>
<p>入園予約選考</p>	<p>通常の入園選考と同様に、「松山市保育所等入所選考基準表（2号、3号）」に基づき、入園予約選考を行います。</p> <p>※予約による入所可能数は若干名であるため、申請者全員が予約できるとは限りません。</p>
<p>結果通知</p>	<p>2月下旬に発送予定です。</p> <p>予約できた方には「仮利用決定通知」を送付します。</p> <p>「利用決定通知」は<u>利用開始月の前月中旬</u>に送付します。</p>



※復職予定日が入園希望月中となっている就労証明書の添付が必要です。短縮可図のみでは受付できません。
（例）10月に入園予約申し込みをする場合、育児休業期間の終期は9/30～10/30のいずれかの期間中の日付となります。



育休予約申し込みについては復職日にご注意ください。



目次

1. 入園の申込受付について……………	1
令和7年度途中の入園予約について……………	2
◇目次◇	3
◇保育園とは・園選びについて・申し込みにあたって◇	4
2. 対象施設……………	5
3. 教育・保育給付認定について……………	6
4. 「支給認定証」の有効期間……………	6
5. 入園できる子ども・保育必要量の区分……………	7
6. 入園の選考について……………	9
7. オンライン申請について……………	9
8. 入園申し込みに必要なもの……………	10
◇教育・保育給付認定申請書兼入園申込書の書き方◇	12
◇マイナンバー記入用紙の書き方◇……………	14
9. 保育料算定について……………	16
10. ならし保育について……………	20
11. 延長保育について……………	20
12. 夜間保育について……………	20
13. 休日保育について……………	20
14. 一時預かりについて……………	20
◆その他の保育サービスについて◆ ……	21
施設一覧……………	23



保育園とは

保育園は、家族（父母や祖父母など）のみなさんが働いていたり、病気だったり、病人の看護にあたっているなど、家庭において児童を保育することができない場合に、保護者に代わって児童を保育する児童福祉施設です。

園選びについて

園選びの参考としてこちらもお覧ください。
よい保育所選びの十か条（厚生労働省ホームページ内）



https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/hoiku/tp1212-1_18.html



施設の種類について
リーフレットをご覧ください。



<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurasi/kosodate/boshi/hoikuichiiran/hoikusoudan/html>



申し込みにあたって



- 1** 入園申し込みにあたっては、希望する施設の保育内容や実費負担の利用費等について事前に各施設に確認をお願いします。また、園によって施設環境も異なりますので、事前の見学をおすすめしています。
- 2** 入園申し込みにあたっては、申請書・添付書類・証明書类等すべての書類を整えて申請をお願いします。 申し込み時に必要書類が揃っていないと受付できない場合があります。
- 3** 発達等が気になる子ども、医療的ケアが必要な子どもの入園申し込みについては、事前に相談してください。
(アレルギー等がある子どもで特別な支援が必要な場合は、申し込み前に入園希望の施設へあらかじめお問い合わせください。)
- 4** 長期（1か月以上）にわたり登園できない（しない）場合には、退園となる場合があります。事前に保育・幼稚園課または各施設へご相談ください。
- 5** 入園申し込み中に、認可外保育施設等に入園が決まり申し込みを取り下げる場合は、保育・幼稚園課に連絡してください。

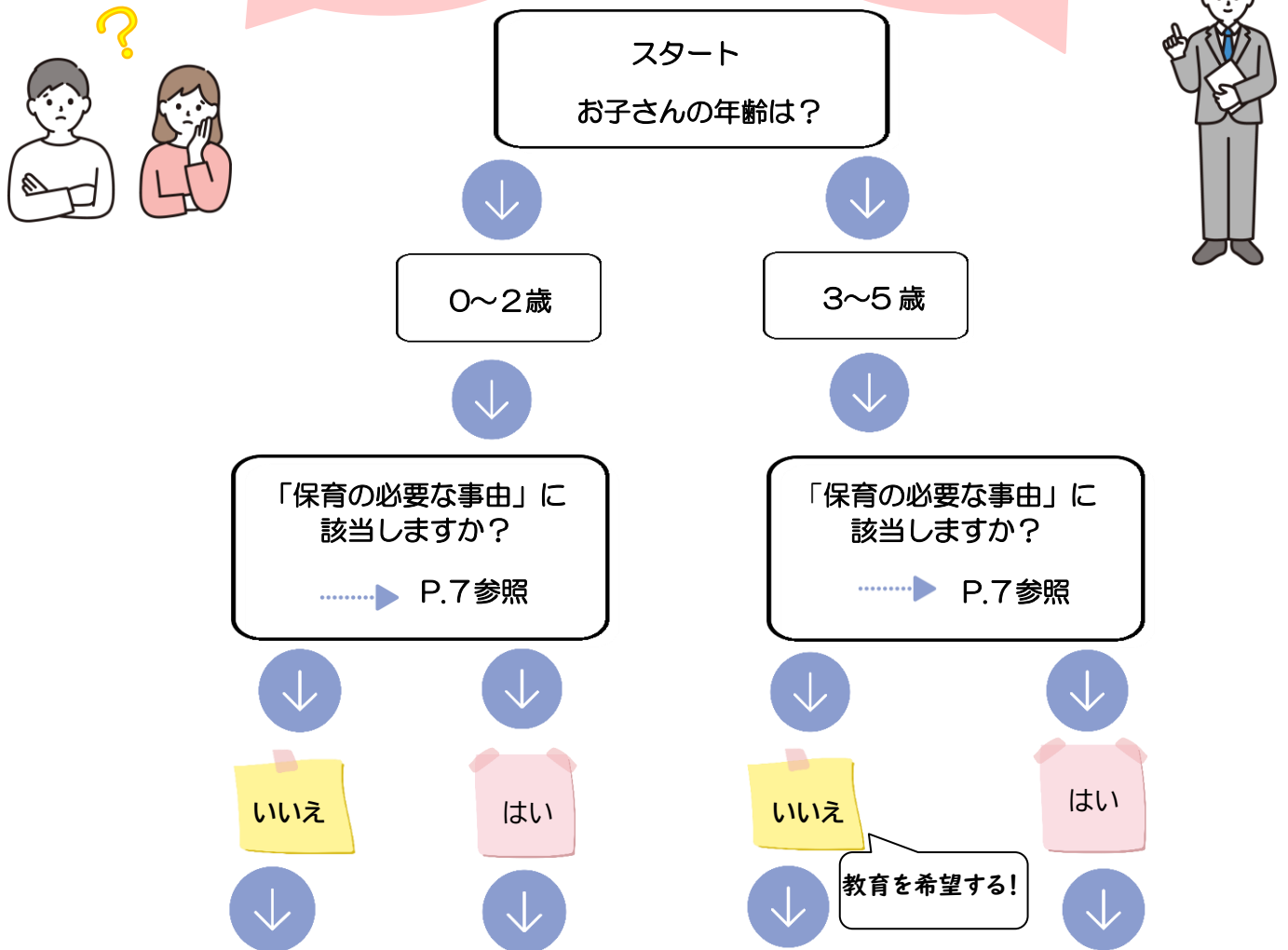


2. 対象施設

- 1 保育所
- 2 認定こども園（保育所機能部分のみ、1号認定の幼稚園機能部分を除く）
- 3 地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業）

うちの子は何号認定？
利用できる施設は？

次のフローチャートで
確認してみましょう！



認定の必要はありません

利用できる保育サービス

• 一時預かり など
保育所や幼稚園などに在園
していない子どもを一時的
に預かります。

→ P.20参照

3号認定 (保育認定)

利用できる施設

- 保育所
- 認定こども園
(保育所機能部分)
- 地域型保育事業所

1号認定 (教育標準時間認定)

利用できる施設

- 幼稚園
- 認定こども園
(幼稚園機能部分)

2号認定 (保育認定)

利用できる施設

- 保育所
- 認定こども園
(保育所機能部分)

このてびきは、2号・3号認定を希望する方向けの内容となっております。1号認定を希望される方は、希望する施設へ直接お問い合わせください。

3. 教育・保育給付認定について

保育所や認定こども園などを利用する場合は、認定を受けていただく必要があります。

松山市では、「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」を提出することによって、申し込みと同時に認定申請ができます。認定申請に基づき、市が認定区分を決定し、「支給認定証」を交付します。

「支給認定証」と「入園承諾書」は異なります。支給認定証が発行されても、ご希望された園の受け入れができる人数を超えた場合は、入所待ちとなる場合があります。

※認定に関する審査結果について、申請が集中し審査に時間を要する時期などは、申請後発行まで30日を超える場合があります。

認定区分		年齢	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	3歳以上	教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定	保育標準時間	3歳以上	保育の必要な子ども	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
	保育短時間			
3号認定	保育標準時間	3歳未満	保育の必要な子ども	保育所 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業所 （小規模保育、事業所内保育等）
	保育短時間			

4. 「支給認定証」の有効期間

支給認定証には、有効期間があります。1号認定の有効期間は、小学校就学前までです。

2号認定・3号認定については、「保育の必要な事由」により、有効期間が異なります。

有効期間を過ぎた場合には認定が失効しますので、保育所等を利用している場合は退園となります。

失効後、保育所等の利用を希望する場合は、再度の申請が必要となります。申請後、入園選考を経てからの再入園となりますので、これまでの保育所を継続的に利用できるとは限りません。

保育の必要な事由	有効期間	
	2号認定	3号認定
就労 疾病、障がい 介護、看護 災害復旧 虐待、DV	小学校就学前まで	満3歳 誕生日の前々日まで ※市が認定区分を2号認定に切り替えて、 新たな支給認定証を発行します。 (申請は不要です)
妊娠、出産	出産2か月後の月末まで（例：出産予定月が8月の場合、10月末まで）	
育児休業取得時に、 既に上の子どもが 保育利用中	当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで (育児休業期間中は、短時間保育となります。) ※育児休業対象児が満1歳になる月の入園審査結果が保留となり、やむを得ず育児休業を延長し、延長したこと分かる証明書が提出された場合は、最長で当該年度末まで在園可能 <u>令和7年度申し込みから保留希望はなくなりました。</u> (P.13 ⑥ 参照) ※在園児が翌年度小学校に入学する場合は当該年度末まで在園可能 ※育児休業中に退職された場合は退園	
求職活動	最長で3か月間 ※入所待ちをされている間は、有効期間内に、求職活動を証明する書類の提出及び確認が取れた場合、引き続いて3か月の認定期間を延長します。	
就学	保護者の卒業・就学期間終了月の月末まで	

5. 入園できる子ども・保育必要量の区分



入園できる子ども

保育所等に入園できる子どもは、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合があります。

保育の必要な事由	保育必要量の区分	状況等
就労	月平均就労時間 120時間以上…標準時間 120時間未満…短時間	1か月に 64時間以上 仕事をしている (64時間未満の場合、「求職活動」の扱いになります) ※就労理由による入園について、月平均就労時間120時間未満であっても、勤務時間帯によっては標準時間認定となる場合があります。 詳しくは、保育・幼稚園課へお問い合わせください。
妊娠、出産	標準時間	妊娠中または出産後である ※出産予定月をはさんで、 産前、産後各2か月の合計5か月 。ただし、実際の出産が出産予定月と異なった場合は、期間が変更となります。 なお、入園希望月の初日時点で就労している(産前産後休業期間中でない)場合、保育の必要な事由を「就労」とすることもできます。 ※期間満了後も引き続き保育所へ通う必要がある場合は、 <u>異なる事由で改めて申し込みが必要となります。</u>
疾病、障がい	標準時間	保護者が病気やケガ、心身に障がいを有する
介護、看護	看護状況等により判定	長期にわたり病人や心身障がい者の看護にあたっている
災害復旧	標準時間	震災や風水害や火災などの災害のため、その復旧にあたっている
求職活動	短時間	求職活動をしている ※最長で3か月間 のみ
就学	就学時間により判定	学校に在学または職業訓練等を受けている
虐待、DV	標準時間	虐待やDVのおそれがある
その他	事由により判定	市長が認める前各事由に類する状態にある場合

- 1** 保護者が育児休業を取得している場合には、その期間中は入園できません。入園する月の月末までに職場復帰することを条件に、入園の申し込みをすることができます。(入園決定となっても、入園月の月末までに、休業前の職場に復帰することができなければ、入園取消しとなる場合があります。)
また、**在園児についても、育児休業中は転園申し込みすることはできません。**
ただし、乳児保育園や地域型保育事業所といった保育の実施年齢に制限がある施設を3月末に卒園する場合は、4月申し込みについてのみ、育児休業中の申し込みも可能です。
(卒園児であっても、育児休業中である場合、5月以降の新規申し込みはできません。)
- 2** 就労理由で入園しており、**出産予定月をはさんで、産前、産後各2か月の合計5か月の間に退職もしくは転職した場合は、産後2か月で退園となります。**その後も入園を希望される場合は、**再度の申し込みが必要となります。**(産後3か月までの期間から仕事を開始する場合で、就労証明書を産後1か月の月末までに提出された場合を除く。)
申し込み後、入園選考を経てからの再入園となりますので、これまでの保育所等を継続的に利用できるとは限りません。
- 3** 入園希望月が出産予定月をはさんで産前、産後2か月の合計5か月の期間の場合、保育の必要な事由は「妊娠、出産」となり**産後2か月で退園となります。**ただし、**入園希望月の初日時点で就労している(産前産後休業期間中でない)場合、保育の必要な事由を「就労」とすることもできます。**また、出産予定月の3か月以前に、就労理由(求職活動は不可)で入園申し込みをしている場合や、入園申し込み結果が「保留」となり、入所を待っている間に出産がわかり、出産月を挟んで前後2か月の間に入園が決定した場合も、入園理由は「就労」となります。

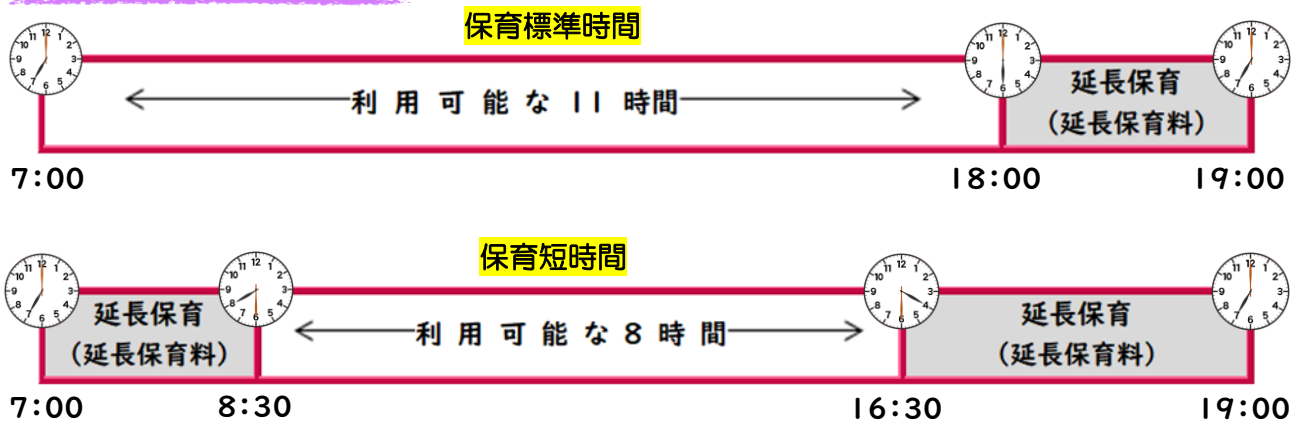


保育必要量の区分

保育の必要な事由及び就労等の状況によって、次のいずれかの認定を受けます

- 「保育標準時間」認定……フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間）
- 「保育短時間」認定 ……パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間）

保育必要量のイメージ（各施設の保育時間は、P.24以降に掲載しています。）



延長保育料についての考え方

保育標準時間の方が、7：00～18：00の11時間を超えて施設を利用する場合や、保育短時間の方が、8：30～16：30の8時間を超えて施設を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。
※保育料無償化の対象児童でも、延長保育料はかかります。

- 「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、提出した「入園資格決定書類」（P.11参照）に基づいて行いますので、希望する保育の必要量（利用可能時間）のとおり認定されるとは限りません。
- 利用可能な保育時間とは、それぞれの家庭の就労実態等に応じて家庭内で必要な保育を受けることが困難な時間になります。
- 「保育標準時間」の認定を受けられる方でも、「保育短時間」を希望される場合は、保育・幼稚園課までご相談ください。
- 入園後、育休を取得する場合は、育休開始月の翌月から（育休開始日が月初日の場合は、その月から）復職月の前月末まで、「保育短時間」となります。
- 就労状況等の変更があった場合、保育必要量は、原則、各種証明書が提出された日の翌月からの変更になります（月途中で保育必要量を変更することはできません）。

6. 入園の選考について



- 入園の選考については、保育を必要とする優先度を踏まえ、世帯の状況や就労状況等について総合的に判断し、入所選考基準（項目については松山市保育・幼稚園課ホームページで公表）により指数並びに緊急性の高い子どもから入園決定します。
- 受入可能数を超える申し込みがあった場合は、希望の保育所等に入園できないことがあります。
- 保育料を滞納した場合は、選考に影響します。（過去滞納分、兄弟姉妹分も含む）
- 希望月に入園できない場合、その申し込みは認定有効期間終了（最長年度末）まで入園審査の対象となりますが、**翌月以降の選考結果は入園できるようになった場合のみ通知します。**
- 求職活動を理由とした場合の認定期間は3か月です。認定期間内に、求職活動を証明する書類の提出がない場合は、認定期間の延長ができないため入園審査が行えなくなります。
再度、入園審査を希望する場合は、新たに入園の申し込みが必要となります。

7. オンライン申請について



- 入園に関する手続きの一部がオンライン申請できるようになりました。
- 申請方法

政府が運営するマイナポータル「ぴったりサービス」にアクセスし、トップページから、「愛媛県・松山市」選択→「この条件で検索」を選択→該当する手続きを選択してください。

- 電子申請の手続きをするためには、以下の準備が必要となります。



・パソコン（インターネット接続のもの）とカードリーダー（マイナンバーカード対応のものが必要です。）または、スマートフォン（マイナンバーカード対応のものが必要です。）

・ぴったりサービスに関するお問い合わせは



<https://app.oss.myna.go.jp/Application/inquiryTop/init>



8. 入園申し込みに必要なもの



共通の提出書類（全員必要です！）

- 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
…入園を希望する子ども1人につき1枚必要です。

保育所・認定こども園・地域型保育所及び
保育・幼稚園課窓口で配布しています。

- 入園資格決定書類
…保育が必要なことを証明する書類です（P.11参照）。
保護者と、住所の親族（65歳未満の祖父母等）の全員分の提出が必要です。
- マイナンバー記入用紙、番号確認書類等
…兄弟姉妹で同時に申し込む場合は、1枚でかまいません。



該当する方のみ必要な提出書類

- 兄弟姉妹に関する調査票
…入園を希望する子どもに兄弟姉妹がいる場合は、提出が必要です。
（同居の有無や生計の同一は問いません。）
- 育児休業期間を証明するもの
…育児休業からの職場復帰に伴い入園を希望する場合、就労証明書の育児休業期間欄への記入、または辞令書等の「育児休業期間を証明するもの」の写しの提出が必要です。
- 戸籍謄本の写し
…ひとり親世帯の方で、所得制限により、児童扶養手当受給者証またはひとり親家庭医療費受給者証を受給していない場合は、提出が必要です。
- 障がいのあることが確認できるものの写し
…世帯に在宅障がい児（者）がいる場合は、障がいのあることが確認できるものの写し（精神障害者手帳の写し、障害基礎（厚生・共済）年金の年金証書の写し等）の提出が必要です。



注意事項


- ※ 不足書類がある場合は正確な入園選考ができないため、減点になります。
- ※ 必要書類は申請時に揃えて提出してください。
（揃っていないと受付できない場合があります。）
- ※ 入園申し込み後、ご家庭の状況に変化があった場合は、保育・幼稚園課へご連絡ください。
（例：勤務先が決まった、育児休業期間を延長させた、一時預かり等を利用し始めた等）
- ※ 離婚手続き中で、配偶者と別居しており住民票上の住所も別であり、連絡が取れない場合は、申立書の提出をすることで、その配偶者の入園資格決定書類の提出は不要となることがあります。その際、「事件係属証明書（離婚調停中であることの証明）」や、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等を提出してください。

「入園資格決定書類」について

- 保護者と、同居所の親族（65歳未満の祖父母等）全員分の提出が必要です。
住民票上別世帯となっても、同居所で生計が同一である場合には「同居」とみなします。
生計が異なる場合は、生計が異なることを証明する書類（公共料金の領収書等）を提出してください。
- 「就労証明書」・「自営業申立書」・「就労・内職・自営予定書」・「兄弟姉妹に関する調査票」・「申立書」は、松山市保育・幼稚園課のホームページからダウンロードできます。
- 証明書類は、申請日が属する月から遡って3か月以内のものに限ります。＊1
また、兄弟姉妹の同時申し込みの場合は、証明書類は各 1 部でかまいません。

※1（例）令和 7 年 4 月入園を希望する方が、令和 6 年 12 月に申込書を提出する場合
→令和 6 年 9 月 1 日以降に発行された証明書を有効とする。

注意 3か月以内の証明書でも内容に変更がある場合は、変更後の内容が記載されている証明書を再度取得し提出してください。（例）育児休業を延長した、就労時間が変更になった等

保育の必要な事由		入園資格決定書類
就労	会社勤務、パート等	■ 就労証明書（勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの）
	自営業 農漁業等	■ 自営業申立書（※株式会社・有限会社等の場合は、就労証明書を提出してください。） ■ 自営業等を行っていることが証明できる書類
	内職等	■ 就労証明書（請負先が作成したもの）
妊娠、出産	■ 母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページの写し）	
疾病、障がい	■ 次のいずれかを提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書の写し ・ 障がいのあることが確認できるもの （精神障害者手帳の写し、障害基礎（共済・厚生）年金の年金証書の写し等） 	
介護、看護	■ 申立書（保育が必要な状態について、詳しくお書きください。） ■ 診断書の写し 被介護者・被看護者が、身体障害者手帳等をお持ちであれば、診断書の写しに代えられる場合があります。 	
災害復旧	■ 申立書（保育が必要な状態について、詳しくお書きください。） ■ 罹災証明がある場合は証明等	
求職活動＊2	■ 就労・内職・自営予定書 ■ 求職中である証明書 （ハローワーク受付票の写し、または求職活動の状況が分かる申立書） ※2 入園後、3か月以内に必ず就労開始し、就労証明書を提出してください。	
就学	■ 在学証明書 ■ カリキュラム表（在学期間が分かる書類を添付してください。）	
虐待、DV	■ 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等	
その他	■ 市長が必要と認める書類	



教育・保育給付認定申請書兼入園申込書の書き方

次の点に注意し、必要事項を記入のうえ、申し込んでください（押印は不要です）。

消せるボールペンその他訂正が容易な筆記用具等による記入は不可です。

申込書は入園児1人につき1枚必要です。（兄弟姉妹で申し込む場合、添付書類の提出は一部でかまいません。）

記入例（表面）

令和7年度 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

保護者 松山 玄子

住所 松山市 二番町 四丁目 7番(地) 2号

電話 (自宅) 089-123-4567 (携帯) 090-1111-1111 (母) 090-2222-2222

氏名	性別	生年月日	勤務先(職業)又は学校名等	市民税
本人 松山 勇太	男	5年10月30日		均等割 所得割
父 松山 海人	男	4年4月3日	〇〇株式会社	
母 松山 玄子	女	2年12月17日	〇〇病院	
兄 松山 蓮	男	27年1月23日	〇〇小学校	
祖父 松山 しょう	男	39年1月29日	有限会社〇〇	
祖母 松山 きしこ	女	39年9月29日	〇〇美容院	

希望する施設名等

第1希望 〇〇保育園 理由 ① 自宅に近い

第2希望 認定こども園〇〇幼稚園 理由 ① 自宅に近い ③ 勤務先に近い

第3希望 認定こども園〇〇幼稚園 理由 ① 自宅に近い ③ 勤務先に近い

第4希望 理由

利用を希望する期間等

① 小学校入学まで

② 令和7年 4月 月初日から 月 月 日まで

生活保護の適用 (有・無・申請中)

1 「保護者」欄

保護者は、父・母どちらでもかまいませんが、電話番号は両親ともに記入してください。マイナンバーは、別紙「マイナンバー記入用紙」に記入してください。なお、右記に該当する場合は、入園の前年1月1日の住所の記入が必要です。

2 「対象となる子どもの家庭状況」欄

続柄も記入!

申込児童と同住所に居住している親族全員について記入してください。

※父母は別居でも記入必須です。

※住民票上、別世帯となっても、「同じ敷地内の別棟住宅」や「二世帯住宅」等の場合は「同居」とみなします。判断が難しい場合は保育・幼稚園課までご相談ください。

3 「希望する施設名等」欄

重要!

P.23以降の「施設一覧」から、承諾となったら実際に通園できる施設を希望順に記入してください。第2希望以降は、希望がある場合のみご記入ください。（必ずしも第5希望まで埋める必要はありません）

※毎年、「第一希望の施設ではない」「家から遠い」等の理由で承諾となった施設を辞退される方が多く見受けられます。一人でも多くの方の希望に添えるよう、承諾となれば入園できる施設のみご記入ください。

4 「利用を希望する期間等」欄

利用を希望する期間は、最長で小学校入学までです。（保育の必要性が継続していることが前提です。）ただし、乳児保育所及び地域型保育事業所に入園が決まった場合は、最長で子どもが3歳となった年度の末日までの在園となります。



入園希望期間 令和7年4月~8月の場合

↓ 令和6年1月1日に住民票が松山以外

入園希望期間 令和7年9月~翌3月の場合

↓ 令和7年1月1日に住民票が松山以外

◎着色項目は全員記入が必要です(※空欄不可)。また、障害者手帳等を所持している場合は、該当項目の記入をお願いします。

父母の状況(就労の場合)

父	現在、単身赴任中(出張を除く)	該当・ <input checked="" type="radio"/> 非該当	就労内容について	就労証明書の通り	備考欄:
母	現在、単身赴任中(出張を除く)	該当・ <input checked="" type="radio"/> 非該当	就労内容について	就労証明書の通り	備考欄:

父母の状況(就労以外の場合)

出生	出 産 予 定 日	令和7年6月6日	病 院 名	〇〇レディースクリニック
病 気	父	うつ病	発 病 年 月 日	令和5年12月12日
	母	〇〇メンタルクリニック	入 院 期 間	令和6年1月1日 ~ 令和6年2月22日
障 害	障 害 年 金	〇	通 院 回 数	月5回 週1回
	現在の病気の状態	薬物療法と精神療法を続けているが、今のところ症状の改善が見込まれない。		
障 害 者 手 帳	障 害 者 手 帳 種 別	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	精神障害者保健福祉手帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	障 害 年 金	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	障 害 者 手 帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
障 害 者 手 帳	障 害 者 手 帳 種 別	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	精神障害者保健福祉手帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	障 害 年 金	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	障 害 者 手 帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
就 学 学 校	就 学 学 校 名	〇〇美容専門学校	在 学 期 間	令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日まで

祖父母の状況(死亡・離別等についても必ず氏名欄に死亡・離別と記入してください)

祖父	氏名	死別	年 齢	住 所	世帯	同居・別居	就 労
祖母	愛媛 愛子		57歳	東京都千代田区平河町二丁目4-1	世帯	同居・ <input checked="" type="radio"/> 別居	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
祖父	松山 しょう		60歳	松山市二番町四丁目7番地2	世帯	同居・別居	就 労
祖母	松山 きしこ		59歳	同上	世帯	同居・別居	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

世帯の状況

ひとり親世帯のみ記入	児童扶養手当受給者証の交付(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)理由 所得超過のため))
障害者手帳等を所持している方がいる世帯のみ記入	ひとり親家庭医療費受給者証の交付(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)理由 どちらも交付を受けていない方は戸籍簿本の提出をお願いします。))
	身体障害者手帳の交付(有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 精神障害者保健福祉手帳(有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 療育手帳(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)	
	特別児童扶養手当の支給(有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 障害年金等の受給(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)	

対象となる子どもの状況

5 現在の状況	該当する番号等に○を付けてください。	1. 家にいる(保育をしている人 続柄 母)	2. 仕事先へ連れて行っている(保育施設 有・ <input checked="" type="radio"/> 無)	3. 一時預かりを利用(施設名(利用開始日) / ~ 月平均利用日数(日))	4. 幼稚園に在籍(施設名)	5. 認可外保育施設に在籍(施設名)	6. その他の預け先()
	兄弟・姉妹の状況	1. 保育園や幼稚園または認定こども園に在籍(1号・2・3号)(施設名 〇〇幼稚園)	2. 家にいる(保育をしている人 続柄 母)	3. 仕事先へ連れて行っている(保育施設 有・ <input checked="" type="radio"/> 無)	4. 一時預かりを利用(施設名(利用開始日) / ~ 月平均利用日数(日))	5. 認可外保育施設に在籍(施設名)	6. その他の預け先()
7 健康状態等	健康状態	良・ <input checked="" type="radio"/> 否	病名等()	障がい名()	発達状況()	アレルギー()	備考欄・事業所名()
	障がい	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	障がい名()	障 害 者 手 帳 種 別 ()	障 害 年 金 ()	アレルギ ()	不明・無・ <input checked="" type="radio"/> 内容: 卵白、乳

その他、スペースの都合上書ききれなかったことや子どもの日々の生活で注意していること、注意してほしいことがあれば記入してください。

宗教の都合上、〇〇を使ったものは食べることができません。

申請書に○をつけてください。

1. 希望する保育所等に入所できない場合は、育休延長も許容できる。(選択した場合、減点とする。)

2. 直ちに復職希望である。

申請書に○をつけてください。

1. 一人だけでも入所を希望する。

2. 全員が同時に入所できるなら別々の施設になってもかまわない。

A. 希望順位を優先する

B. 希望順位が下位でも、同じ施設への入所を優先する。

3. 全員が同時に同じ施設に入所できるまで待つ。

申請書に○をつけてください。

1. 入所できるまで待つ。

2. 入所申込みを取り下げる。(入所希望月のみの申請)

※取り下げ後に入所保留の通知が必要な場合はあらかじめ申し込みが必要です。

※ 上記のうち、着色項目は全員記入が必要です。記入漏れのないようにお願いします。

5 「対象となる子どもの状況」欄

申込児童の現在の状況を記入してください。なお現在、認可外保育施設に在籍している場合は、継続利用の可否についても記入してください。

- 認可保育施設に入園が決まらなかったとしても、引き続き、現在の施設(認可外保育施設)に通い続けることができる。 → 「可」に○
- 認可保育施設に入園が決まらなかったとしても、卒園年齢に到達したなどの理由から、引き続き、現在の施設(認可外保育施設)に通い続けることができない。 → 「不可」に○ (不可の場合は、その理由にも○を付けてください。)

6 「育児休業中の申し込みの場合」欄

育児休業給付金の受給条件が変更になるため、令和7年度の入園申し込みから保留希望はありません。育児休業給付金の申請については、ハローワークにお問い合わせください。

7 「二人以上の申し込みの場合」欄

2に○を付けた場合は、必ずA・Bどちらかを選択してください。

例 長男のαと次男のβが同時に「第1希望→パンダ保育園、第2希望→コアラ保育園」で申し込みをした。しかし、αは両園とも受入可となったが、βは第2希望のコアラ保育園しか受入可とならなかったとき・

Aを選択 → αはパンダ保育園に承諾、βはコアラ保育園に承諾となる。

Bを選択 → α、βの二人ともコアラ保育園に承諾となる。





マイナンバー記入用紙の書き方

認定申請の際には、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

提出が必要なもの

1 マイナンバー記入用紙

マイナンバー記入用紙には、認定申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者、その他の保護者の情報を記入してください。（保護者は、単身赴任や離婚予定等の理由で同居していない場合も記入してください。）ただし、虐待・DV等の理由で同居していない場合は記入不要です。

マイナンバー記入用紙に、下記の ② 及び ③ を貼付し、提出してください。

兄弟姉妹で同時に申し込む場合も、1枚でかまいません。

2 番号確認書類

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申請書の「申請（届出）を行う保護者の氏名」欄に記載された方の番号確認書類が必要です。（※申請児童及びその他の保護者の書類は不要です。）

番号確認書類

いずれか1点でOK



- マイナンバーカード（裏面）のコピー
- 通知カードのコピー（住民票と一致している場合のみ）
- マイナンバーが記載された住民票の原本

3 本人確認書類

マイナンバー記入用紙を提出する際は、上記 ② に加え、申請書の「申請（届出）を行う保護者の氏名」欄に記載された方の、本人確認書類も必要です。（※申請児童及びその他の保護者の書類は不要です。）

本人確認書類

コピーをご提出ください



◆1点でOK（顔写真付の公的証明書）

- | | |
|-----------------|-----------|
| ■ マイナンバーカード（表面） | ■ 運転免許証 |
| ■ パスポート | ■ 身体障害者手帳 |
| ■ 精神障害者保健福祉手帳 | ■ 療育手帳 |
| ■ 在留カード | 等 |

◆2点必要（A 2点または A 1点と B 1点）

A

顔写真無しの公的証明書

（「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの）

- | | |
|-----------|--------------|
| ■ 健康保険証 | ■ 児童扶養手当証書 |
| ■ 年金手帳 | ■ 特別児童扶養手当証書 |
| ■ 印鑑登録証明書 | 等 |

B

顔写真付の証明書

- 学生証
 - 法人が発行した証明書
 - 公的機関発行の資格証明書
- 等



マイナンバー記入用紙 記入例

マイナンバー記入用紙

教育・保育給付認定の申請に関して、番号確認書類等とともに、マイナンバーを提出します。

1. 申請(届出)に係る子ども

番号確認書類等 不要	申請(届出)に係る子ども	①	氏名	松山 勇太
	兄弟等上記①の子どもと同時申請(届出)する子ども	②	氏名	

(のりしろ)

上記申請(届出)に係る子どもの生年月日・マイナンバー

①	生年月日	令和5年 10月 30日	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8
	マイナンバー													
②	生年月日													
	マイナンバー													

「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」の保護者欄に記入した保護者をご記入ください。

2. 申請(届出)を行う保護者(番号確認書類等が必要です。)

番号確認書類等 必要!	氏名	松山 玄子	平成2年 12月 17日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	生年月日														

3. 上記以外の保護者

番号確認書類等 不要	氏名	松山 海人	平成4年 4月 3日	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	生年月日														

※ 2の申請(届出)を行う保護者は、下記に番号確認書類等を添付してください。
※同居・別居を問わずご記入ください。

(谷折り)

貼付
申請(届出)

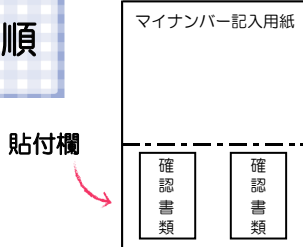
◆ 次のマイナンバー通知カード(住所・マイナンバー)を貼付欄に貼付けます。

貼付
申請(届出)

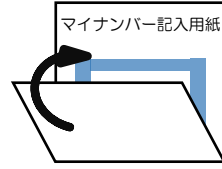
※ 下記書類を貼付欄に貼付けます。

- ◆ 1点で可
・マイナンバー通知カード
・パスポート
・身体障害者手帳
・精神障害者保健福祉手帳
- ◆ 2点必要
(A: 顔写真・年齢が18歳未満の児童扶養手当
(B: 顔写真・学生証・法務省発行の住民票写し)

作成手順



1 必要事項を記入後、番号確認書類等(14ページ参照)を貼付欄に貼り付ける。



2 のりしろ欄(3か所)にのり付けして綴じる。

9. 保育料算定について



保育料の決定について

- 保育料は、子どもの当該年度4月初日時点の年齢及び前年度の世帯の市民税額をもとに毎年4月に決定し、当年度の世帯の市民税額をもとに9月に切り替えます。年度途中に入園する場合も同様です。

令和7年度の利用者負担額のイメージ

切り替え!

年度	令和6年度			令和7年度									令和8年度					
保育料発生日	9月	...	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	...	8月
いつの市民税額?(A)	当年度(令和6年度)の市民税額			前年度(令和6年度)の市民税額					当年度(令和7年度)の市民税額						前年度(令和7年度)の市民税額			
(A)の計算元となる収入はいつの?	令和5年1月~12月中の収入								令和6年1月~12月中の収入									

- 保育料は、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）を差し引く前の市民税所得割額をもとにかつ、令和6年6月に実施された定額減税反映後の市民税所得割額を用いて決定します。
- 対象年度の市民税額が未確定（未申告、税関係書類が未提出等）の場合、税額が確定するまでの間、最高額の保育料で仮決定します。
- 税額の再調査により、税額が変更になった場合は、対象月にさかのぼって保育料を変更し、追徴・還付の対象となる場合があります。（ただし、前年度分については、追徴・還付の対象外）

父母以外で、「家計の主宰者」がいる世帯の保育料決定について

- 生計が父母の収入のみでは成り立っていないと認められた場合で、同居している親族（祖父母、18歳以上の子どもの兄弟姉妹等）がいる場合、最多納税者を「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して保育料を決定します。
- また、別居の祖父母等であっても、祖父母等が児童またはその親を税法上の扶養または健康保険上の扶養に入れている場合、その方を「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して保育料を決定します。

※ 住民票上で別世帯となっても「同じ敷地内の別棟住宅」や「二世帯住宅」等の場合で生計が同一である場合は「同居」とみなします。詳しくは保育・幼稚園課にお問い合わせください。

1か月の保育料について

- 保育料は月単位で決定しますので、日割り計算は行いません。
月の初日に在籍している場合は、月の途中で退園したり、欠席したりしても1か月分の保育料はかかります。
- 保育料は園の運営に必要です。毎月指定する期日までに必ず納付してください。
- 保育料を滞納した場合は、入園選考に影響します。（過去滞納分、兄弟姉妹分も含む）



保育料の滞納について

- 督促や催告を行っても、お支払いや納付相談に応じていただけない場合等は、法の定めに基づき、財産（預金、保険、給与等）を差押え、滞納保育料に充てる場合があります。



保育料を決定するために必要な書類について

「税関係書類」について

- 税額に変更が生じた場合は、対象月に遡って保育料を変更し、追徴・還付の対象となる場合があります。（ただし、前年度以前の分については、追徴・還付の対象外）
- 海外赴任等により日本での課税がない場合は、令和5年中（9月～翌3月の保育料は令和6年中）の1月から12月までの国外・国内での収入額が分かる書類（例：会社発行の給与支払証明書、給与明細等）を提出してください。（外国語で記載されている証明書類については、和訳文も要添付。）

未申告の方

- 市民税額が確定していない方は、税務署または市民税課へ申告を行ってください。
- 課税対象年中に収入がなかった方は、市民税課（Tel.948-6291～6292、6295～6298）までその旨を伝えてください。
ただし、収入がなかった方が配偶者控除の対象になっている場合は手続きが不要になる場合があります。
- 未申告の方については、課税証明書等を依頼する場合があります。

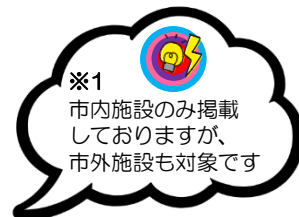
兄姉の「在園証明書」について

保育所等に入園した子どもの兄姉が、次の施設に入園している場合、保育料軽減措置に該当する場合があります。保育料軽減にあたり、保育所等に入園した子どもの入園日以降に発行された「在園証明書」の提出が必要になる施設がありますので、入園後に在園証明書をご提出ください。

第2子以降の保育料軽減措置の対象となる施設



保育所、認定こども園、地域型保育事業所 ※兄弟姉妹と同じ施設でなくても幼稚園（新制度に移行していない幼稚園を含む）、企業主導型保育事業、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援



入園後、「在園証明書」の提出が必要な施設



※令和6年10月1日時点の情報です。

<p>企業主導型保育事業※1</p>	<p>松山ベテル病院保育園、三福プリスクール保育園和泉北、ジャックと豆の木園 あそだ園、いよぎんきっずらんど、エルパティオ保育園、三福プリスクール保育園中村、ハーモニー保育園、松山リエール保育園、アートチャイルドケアゆめみいよ保育園、こどもスマイル空港園、フジにじいる保育園、こしあ保育園、こどもスマイルつばき園、あゆみ保育園、ジャックと豆の木園 といだ園、みその保育園、いよつ保育園、いよつ保育園 松山市駅、ニチキッズひめやま保育園、南高井病院保育園、あいぐらん保育園松山、チアキッズ保育園 保免、さかのうえ保育園 小坂園、余戸おとのわ保育園、キッズバオ道後あおぞら園、JA えひめ中央おひさま保育園、松山きし保育園、えみたす保育園、あすなる保育園、竹原保育園、本町保育園、さくらんぼ園、れんげ保育園、えみたす MORE、ついでこども園、ダイヤインターナショナル保育園富久、えるむの木保育園、道後ゆのさと保育園</p>
<p>特別支援学校幼稚部（県立）※1</p>	<p>松山盲学校幼稚部、松山聾学校幼稚部</p>
<p>児童発達支援※1※2</p> <p>居宅訪問型児童発達支援※1</p>	<p>親子通園・くれよん、親子通園みのり、コロロ松山教室、済生会なでしこハウス、指定多機能型事業所くるみ園、発達支援ルームでこボン、児童発達支援事業どんぐり、児童発達支援センターあゆみ学園、児童発達支援センター天使園、児童発達支援&放課後デイサービスえるむ（得夢）、重心型児童発達支援（重心型放課後デイ）ひなたぼっこ1・2、KID ACADEMY 松山校、ちゅーりっぷ、にじいろ、ひだまりクラブ、フレンドリー、ほのかのおひさま、松山市児童発達支援センターひまわり園、松山市畑寺児童発達支援事業所、多機能型事業所てらす、てらす美沢、うさぎの里児童発達放課後等デイサービス、こども発達サポートにこら、児童発達支援ルームあすたむ、COMPASS 発達支援センター松山、放課後等デイサービス ウィズ・ユー松山保免、てらす森松、あすも、多機能型事業所コーラル、放課後等デイサービス愛 YOU わくわく広場、放課後等デイサービス愛 YOU わくわく広場はなみずき、放課後等デイサービス ウィズ・ユー松山土居田、コペルプラス松山城北・朝生田教室、COMPASS、松山 GREEN、Pop、アユーラ児童発達支援事業所、児童発達支援・放課後等デイサービスポノ・ポノ、LAGOM IAI・KUBOTA、育はぐプラス、多機能型事業所はなうた、NEXT×きっず、多機能型事業所ペリドット、多機能型児童発達支援事業所・放課後等デイサービス来夢、まりも、放課後等デイサービス愛 YOU わくわく広場立花、ひこきっず、てらすアルファ、児童発達支援事業所ほるか、放課後等デイサービスすぽっと、ひだまり、児童発達支援ルームらぼる、訪問療育ステーションらぼる、みんなのおうち、Lit あすも、ベストプレイス、こども発達ハウスまんまる、ツムグ、児童発達支援事業所ちっこいはなうた、児童発達支援事業フェローONE、児童発達・放課後等デイサービスアモ</p>

第2子以降で多子世帯に対する減免で保育料が半額になっている場合は、軽減措置の対象にはなりません。（P.19 参照）

※2 令和6年4月から医療型児童発達支援は児童発達支援に一元化されています。



2号認定子どもの保育料の無償化について

2号認定子どもの保育料は令和元年10月から保護者の負担から公的負担に代わり無償化されています。2号認定でも、令和7年4月1日以降に2号認定こどもとなる場合（年度途中で3歳になる場合）は令和7年度中の保育料はかかります。なお、給食費^{※1}、通園送迎費、行事費、延長保育料などは保護者負担です。負担額については希望施設でご確認ください。

※1 世帯状況によっては、給食費のうち副食費（おかず・おやつ等の費用）が免除される場合があります。詳細は次のページをご参照ください。



3号認定子どもの利用者負担額（保育料）／月額

給食費^{※1}、通園送迎費、行事費、延長保育料などは保護者負担です。

令和7年4月1日時点で3歳未満の子どもの保育料（令和4年4月2日以降に生まれた方が対象）

階層区分	世帯の課税状況	保育標準時間の場合	保育短時間の場合
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円
C1	市民税均等割世帯	15,000円	14,700円
C2	市民税所得割 56,000円未満	17,500円	17,200円
C3	市民税所得割 63,000円未満	21,000円	20,600円
C4	市民税所得割 74,000円未満	25,000円	24,600円
C5	市民税所得割 111,000円未満	29,000円	28,500円
C6	市民税所得割 119,000円未満	34,000円	33,400円
C7	市民税所得割 164,000円未満	38,500円	37,800円
C8	市民税所得割 201,000円未満	44,000円	43,300円
C9	市民税所得割 210,000円未満	52,000円	51,100円
C10	市民税所得割 342,000円未満	54,000円	53,100円
C11	市民税所得割 342,000円以上	57,000円	56,000円



令和6年6月に実施された定額減税反映後の市民税所得割額を用いて決定しています。

市民税所得割額とは、所得金額に比例して課税される市民税額のこと、前年所得により算定されます。課税年度の1月1日時点で住民登録のある自治体で課税されます。
【例】
令和6年度の市民税は、令和6年1月1日の住所地で課税

市民税所得割額とは・・・？

市民税所得割額が不明の場合は、以下までお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際、「誰の」「いつの年度の」所得割額が知りたいかをお伝えいただくとスムーズです。



市民税・市民税額についてのお問い合わせ先

市役所本館2階 市民税課

電話番号：(089)-948-6291～6292、6295～6298



保育料の軽減措置について

ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等に対する減免

対象世帯の階層区分	減免措置
<ul style="list-style-type: none"> ● C1からC4階層の世帯 ● C5階層の世帯のうち、市民税所得割が77,101円未満の世帯 	第1子 ……▶ 5,500円 第2子以降 ……▶ 無料
注意 C5階層は、市民税所得割が74,000円以上111,000円未満の世帯を指すため、同じC5階層でも免除に該当する世帯と該当しない世帯が存在します。	

多子世帯に対する減免

対象世帯の階層区分	第0子に数える対象	減免措置
<ul style="list-style-type: none"> ● C1からC2階層の世帯 ● C3階層の世帯のうち、市民税所得割が57,700円未満の世帯 	すべての子ども	最年長の子どもから順に数えて…
<ul style="list-style-type: none"> ● C3階層の世帯のうち、市民税所得割が57,700円以上の世帯 ● C4からC11階層の世帯 	小学校就学前で、特定教育・保育施設等及び保育料軽減措置に該当する施設（P.17参照）を同時に利用する子ども	第2子 ……▶ 半額 第3子以降 ……▶ 無料



C3（市民税所得割額 57,700円以上）～C11階層について、同居の有無を問わず、18歳未満の児童が3人以上の世帯では、3人目以降の3歳未満児を半額とします。（小学校就学前の範囲では第2子に該当する場合、両方の減免が適用となり、1/4額になります。）



副食費（おかず・おやつ等の費用）が免除される世帯



次の **A**【所得要件】または、**B**【第3子要件】のどちらかに該当する子どもが対象です。

【所得要件】世帯の市民税所得割額が以下の範囲か？

【第3子要件】第3子以降の子どもか？

認定区分	世帯の市民税所得割額
1号認定	77,101円未満
2・3号認定	57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合は77,101円未満)

認定区分	第3子の数え方
1号認定	小学3年生までの範囲でカウント
2・3号認定	小学校就学前までの範囲でカウント

10. ならし保育について

ならし保育とは、保育所等を利用する子どもが、新しい環境での生活に慣れるまで、通常の時間より短い時間で保育を始めることです。入所日からの開始となりますので、ならし保育の実施期間や利用時間については、入所決定後利用施設とご相談ください。なお、このならし保育の期間も通常の利用者負担額（保育料）等をお支払いいただきます。



松山市では、毎月1日付入園としていますので、月の途中で育児休業から職場に復職する場合は、月の初めから「ならし保育」として利用することができます。
ならし保育利用期間でも、入園が決定した月中の復職・就労開始が必要です。

11. 延長保育について

保護者の就労時間等の事情により、保育時間を延長できる保育所等があります。詳しくは、実施保育所等にお問い合わせください。（P.24参照）
別途、延長保育料が必要です。（保育料無償化の対象児童でも、延長保育料はかかります。）

12. 夜間保育について

夜間に保育を必要としている子どもを保育する「夜間保育」を実施している保育所があります。開所時間は11:00～22:00まで、延長保育は、8:00～11:00まで実施しています。利用希望の方は、実施保育所等にお問い合わせください。（P.26参照）

13. 休日保育について

日曜、祝祭日等も保育を必要としている子どもの保育を実施している保育所等があります。利用対象となる子どもは、「支給認定（2号・3号）を受けて松山市の保育所等に在園している子どものうち、休日等に常態的に保育を必要とする子ども」です。利用希望の方は、実施保育所等にお問い合わせください。（P.24参照）



休日保育

14. 一時預かりについて（原則1か月15日以内の利用）

保育所等及び幼稚園等に在籍していない子どもで、保護者の仕事や病気、リフレッシュなどのために、一時的な保育を実施しています。利用希望の方は、実施保育所等にお問い合わせください。



一時預かり



幼児教育・保育の無償化

- 一時預かりを利用できる年齢要件は、利用される日での満年齢です。
- 年齢以外にも、利用条件（離乳、自立歩行等）を設けている場合がありますので、詳しくは実施保育所等にお問い合わせください。
- 保育所等に在籍していない方で、保育の必要性があると認定された場合には、無償化の対象となる場合があります。詳細については、松山市保育・幼稚園課ホームページの幼児教育・保育の無償化についてのリーフレットをご覧ください。



その他の保育サービス ※事業内容等の詳細については、リンク先（松山市保育・幼稚園課ホームページ）でご確認ください。

1. 地域保育所（認可外保育施設）について



地域保育所

松山市では、認可外保育施設を独自に「地域保育所」と呼んでいます。各施設の保育内容や申し込み方法、保育料等については直接、施設にお問い合わせください。また、松山市では多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料を軽減する地域保育所に対し独自に補助をしています。対象児童は、保育が必要な満3歳未満で第3子以降の児童です。施設一覧や補助事業については、右のQRから、松山市保育・幼稚園課のホームページをご覧ください。

企業主導型保育事業



企業主導型

企業主導型保育事業所は、企業が主に従業員のために設置し、認可事業と同等の基準を満たすことで内閣府の助成を受けて運営している地域保育所です。従業員の方以外でも、就労等により保育を必要としている地域の方が利用できる施設もあります。

2. 病児・病後児保育について



予約サイト

保護者の就労等の理由により、病気中の子ども（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、市内の実施施設で一時的（連続して7日間を限度）にお預かりするサービスです。

利用希望の場合は、予約サイトから予約申請が必要になります。

（読み取れない場合は、お手数ですが [松山市病児予約システム](#) **検索** で、検索してください。）

事業の詳細は、右下の「病児・病後児保育事業」のQRから松山市保育・幼稚園課のホームページをご覧ください。

実施施設

利用料金

実施施設名	住所	世帯の課税状況	お子さん一人あたりの日額
石丸小児科	三番町六丁目5番地1	非課税（生活保護含む）	無料
天山病院	天山二丁目3番30号	市民税均等割のみ課税	1,000円
愛媛生協病院	来住町1091番地1	その他の世帯	2,000円
三葉病児園	山西町542番地1		
高木保育園 TakagiAID+ <small>（令和6年10月末開設予定）</small>	高木町252番地		








病児・病後児
保育事業



4月～8月は前年度の市民税額、9月～3月は当年度の市民税額をもとに利用料を決定します。

3. その他の預け先について



	ファミリー・サポート・センター	イクじい・ばあばママサービス
内 容	育児の「手助けをしてほしい人」と「手助けのできる人」がお互い会員となり、有償で子育てを支援するための組織です。	松山市シルバー人材センターの「イクじい・ばあばママ養成講座」を受講した会員が、育児や産前・産後のお手伝いをします。
対 象	生後6か月から小学6年生まで	1歳から小学6年生まで
 利用 例	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所、幼稚園などへの送迎 ● 保育所、幼稚園などの開始前後の預かり ● 病児・病後児の預かり ※ただし初回受診済に限ります。保育施設等からの緊急呼び出しには対応できません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 日曜日・祝日などの預かり この他にも子育てを離れて、自分自身の時間を持つための援助もできます。	<ul style="list-style-type: none"> ♥ 育児サポート <ul style="list-style-type: none"> ● 保育所、幼稚園などへの送迎 ※会員の自家用車での送迎はできません ● 留守中の子守り (ご利用者の自宅、児童館など) ● 外出時の付き添い(育児補助)など ♥ 産前・産後のお手伝い <ul style="list-style-type: none"> ● 赤ちゃんの沐浴をお手伝い ● 食事の支度 ● 洗濯、掃除、買い物など
利 用 料	利用時間に応じて発生します。 詳細は、下記問い合わせ先またはホームページでご確認ください。 <p>松山市の一部助成</p> 毎月2時間30分まで無料。 ※児童扶養手当受給者は、毎月5時間まで無料。 ※多胎児世帯(双子や三つ子など)は、上記に加えて助成があります。	利用時間に応じて発生します。 詳細は、下記問い合わせ先またはホームページでご確認ください。 <p>松山市の一部助成</p> 育児サポートの送迎または留守中の子守りが、毎月5時間まで半額。 ※児童扶養手当受給者は、毎月10時間まで半額。 ※多胎児世帯(双子や三つ子など)は、上記に加えて助成があります。
問 い 合 せ 先	まつやまファミリー・サポート・センター 松山市男女共同参画推進センター「コムズ」内 Tel945-1008(9:00~17:00) ※日曜、月曜、祝日、年末年始はお休み	松山市シルバー人材センター Tel933-7373(平日8:30~17:00)
リ ン ク 先	https://www.coms.or.jp/coms/family/  	http://m-silver.sakura.ne.jp/welfare/kosodate.html  



施設一覧

次ページからの表の見方について



ポイント2

ポイント3

ポイント4

ポイント1

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
中心部	東雲保育園	東雲町 7-1	931-1439	150	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	八雲保育園	此花町 1-8	941-9771	150	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	松山保育園	中村 3丁目 5-29	931-1468	150	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	

ポイント1 地区

松山市を九つの地区に分けて掲載しております。

ポイント2 定員

認定こども園の定員とは、2号または3号認定を受けた保育を必要とする利用定員のことで、

ポイント3 入園できる年齢

子どもが保育所等に入園できる月齢に達した翌月初日から、お申し込みいただけます。



入園できる年齢が6か月の園に申し込む場合

- 10/1 生まれの子ども→4月から入園申し込み可能
- 10/2 生まれの子ども→5月から入園申し込み可能



ただし、子が1歳を迎える月に育児休業復帰し、入園できる年齢が1歳の園に申し込む場合は、当月から入園申し込み可能としますが、子どもの発達状況（食事等）により育児休業復帰当月の受け入れが難しい場合がありますので、事前に希望園にお問い合わせください。



当てはめて、確認してみてくださいね。

ポイント4 保育サービス (各サービス内容は、P.20~21参照)

※ 保育サービスは各園の事情で変更となる場合があります。


- 延長・・・ 延長保育を実施している園については、何時まで利用できるかを記載しています。土曜日は延長保育を実施していない場合等があります。また、年齢によって利用できる時間が変わる場合等がありますので、詳しくは実施保育所等にお問い合わせください。
- 休日・・・ 休日保育を実施している園については、●を記載しています。

掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。

市立(公立)保育所一覧表

法的性格:児童福祉施設

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
中心部	東雲保育園	東雲町 7-1	931-1439	150	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	八雲保育園	此花町 1-8	941-9771	150	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	松山保育園	中村 3丁目 5-29	931-1468	150	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	朝美保育園	美沢 2丁目 7-39	925-1467	90	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	山越保育園	山越 1丁目 19-40	925-9547	150	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
北東部	 小百合保育園	溝辺町甲 528	977-0228	70	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	●
	 伊台保育園	下伊台町 1493-1	977-0335	60	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	●
	 道後保育園	道後姫塚 123-1	931-4379	120	10か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	●
東部	久米保育園	鷹子町 4-4	975-0201	150	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	 平井保育園	平井町甲 118	975-0126	120	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	● 1歳3か月から可
	 桑原保育園	桑原 4丁目 10-22	931-0828	90	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	●
南部	 石井保育園	西石井 6丁目 4-34	956-0849	250	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	●
	つばき保育園	古川北 2丁目 18-30	956-7670	150	3か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	 浮穴保育園	南高井町 1608-2	976-2202	120	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	●
西部	余土保育園	余戸東 4丁目 1-19	972-0801	150	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	 生石保育園	高岡町 860-1	972-0803	90	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	● 1歳3か月から可
	味生保育園	北斎院町 759-1	951-2016	150	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
北西部	中須賀保育園	中須賀 1丁目 12-17	952-9655	120	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	●
	高浜保育園	高浜町 6丁目 1674	951-0965	40	1歳	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
北部	 堀江保育園	堀江町甲 1654-9	978-0356	70	10か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	●
北条	浅海保育園	浅海本谷甲 719-1	995-0032	45	1歳	7:15~ 18:15	8:30~ 16:30		
	国津保育園	八反地甲 1647	993-0807	45	1歳	7:15~ 18:15	8:30~ 16:30		
	粟井保育園	鹿峰 63-2	994-0193	60	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	

 が付いている保育所は、運営業務を委託しています。

- 伊台・石井・小百合保育園…(株)ニチイ学館
- 生石・平井保育園…社会福祉法人 白鳩会
- 堀江保育園…社会福祉法人 福角会
- 浮穴・道後保育園…社会福祉法人 和泉蓮華会
- 桑原保育園…(株)小学館アカデミー

掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。

(私立) 保育所一覧表

※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

法的性格：児童福祉施設

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
中心部	のぞみ保育園	土居田町 569	971-9085	120	4 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	愛媛保育園	若草町 8-2	933-2751	100	11 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	アユーラキッズルーム あむばむ2 	日の出町 10-80	947-7188	40	3 か月	8:00~ 19:00	8:00~ 16:00	20:00 まで	
東部	ぶどうの樹	福音寺町 27-5	970-1442	30	3 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
南部	南保育園	東方町甲 2240	963-3586	100	100 日	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	南高井保育園	南高井町 1389-1	909-5866	45	1 歳	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
西部	垣生保育園	西垣生町 742-1	972-1522	60	8 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	ひよこ保育園	南斎院町 686-2	974-2816	60	6 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	小富士保育園	三津 2 丁目 7-16	951-0676	120	6 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
北西部	緑ヶ浜保育園	勝岡町 2613-4	979-0205	50	6 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
北部	太山寺保育園	太山寺町 1189-1	979-2741	50	6 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	潮見保育園	谷町 49-1	978-1174	100	5 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	あさひ保育園	吉藤 2 丁目 7-1	924-5590	100	10 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	高木保育園	高木町 252	979-0172	120	6 か月	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
北条	北条愛児園	土手内 14-1	992-5105	80	3 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	河野保育園	河野別府 196	992-1421	60	4 か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	白百合保育園	府中 9-2	993-1888	90	3 か月	7:15~ 18:15	8:45~ 16:45	19:15 まで	



アユーラキッズルームあむばむ2は、保育サービスを朝 7:00 から実施しています。
 (別途、延長保育料が必要) 詳しくは、保育所へお問い合わせください。



掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。

(私立) 乳児保育所一覧表

※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

法的性格：児童福祉施設 ※入園期間は最長で3歳となった年度の3月末日までです。


地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
中心部	松山中央乳児保育園	三番町8丁目326-1	943-2583	50	産休明 (56日)	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:30 まで	
	えひめ乳児保育園	清水町4丁目23	925-1417	50	産休明 (56日)	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
北西部	済生会松山乳児保育園	祓川2丁目5-26	951-3448	60	産休明 (56日)	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	

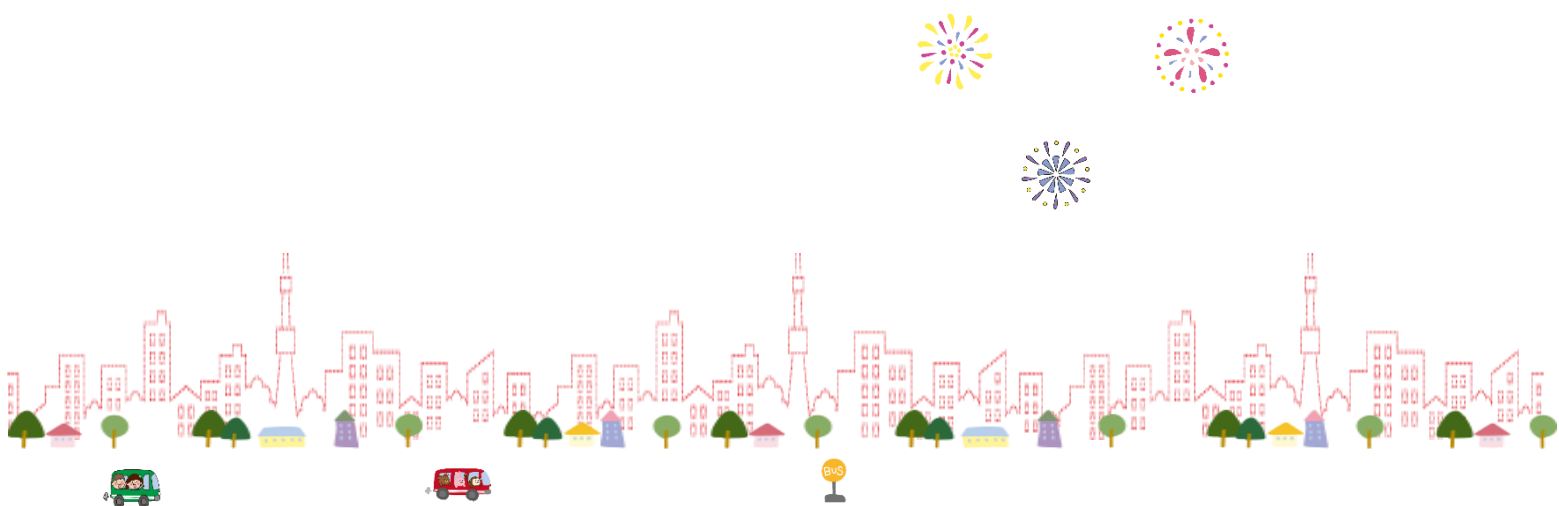
(私立) 夜間保育所

※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

法的性格：児童福祉施設

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
北部	ふくろうの家	久万ノ台173	911-0336	20	産休明 (56日)	11:00~ 22:00	①11:00~ 19:00 ②14:00~ 22:00	 check	

 ふくろうの家は夜間保育所ですが、8:00や9:00からの利用も可能です。
 (別途、延長保育料が必要) 詳しくは、保育所へお問い合わせください。



掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。

幼保連携型認定こども園

※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

法的性格：学校かつ児童福祉施設

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
中心部	学校法人勝愛学園 幼保連携型認定こども園	土居田町 84-1	(0~2歳) 965-0025 (3~5歳) 972-2545	140	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	認定こども園 コイノニア幼稚園 リベカ清水保育園	清水町 2丁目 19-8	924-7868	120	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	●
	幼保連携型認定こども園 愛媛幼稚園	三番町 2丁目 6-6	945-1888	60	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	幼保連携型認定こども園 法龍寺こども園	柳井町 3丁目 8-14	945-9450	60	4か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	認定こども園 さくら幼稚園 ※1	新立町 4-23	933-2241	36	1歳	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30		
	認定こども園 花園幼稚園	御幸 1丁目 267	923-0547	105	8か月	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
	社会福祉法人立花会 幼保連携型認定こども園 立花こども園	立花 5丁目 5-5	931-8492	70	4か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	●
	幼保連携型認定こども園 ゆめの森こども園	雄郡 1丁目 9-35	945-7507	60	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
東部	幼保連携型認定こども園 未来こども園	来住町 730-4	970-1570	60	4か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	学校法人大護学園 大護さとやま 認定こども園 ※2	畑寺町乙 16 (分園：東野 6丁目 5-45)	975-6002	160	1歳	7:15~ 18:15	8:30~ 16:30	19:00 まで 土曜日は実施無し	
	認定こども園 北梅本幼稚園 ※3	北梅本町 2258	975-1520	74	1歳	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	19:30 まで	
	幼保連携型認定こども園 東松山こども園	久米窪田町 394-1	976-2140	70	1歳	7:00~ 18:00	9:00~ 17:00	19:00 まで 土曜日は実施無し	
	松山しのめ 認定こども園	桑原 3丁目 2-1	943-1000	100	6か月	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	19:30 まで 土曜日は19時まで	

Point ※1 さくら幼稚園は、令和7年4月1日時点で満1歳に達している子どもがお申込みいただけます。

check ※2大護さとやま認定こども園は、本園とは別の敷地に分園があります。
 (詳細は直接施設へお問い合わせください。)
 大護さとやま認定こども園は、入園を希望する月内に1歳に達している子どもがお申込みいただけます。

Point ※3北梅本幼稚園は、令和7年4月1日時点で満1歳に達している子どもがお申込みいただけます。



次のページへ続きます

掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。

幼保連携型認定こども園

※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

法的性格：学校かつ児童福祉施設

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
南部	松山認定こども園 星岡	星岡 2 丁目 22-7	958-2468	342	6 か月	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	20:00 まで	
	幼保連携型認定こども園 愛媛星岡幼稚園	星岡 4 丁目 13-20	956-0900	75	6 か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
	幼保連携型認定こども園 虹のそらこども園	朝生田町 6 丁目 2-24	913-7716	60	6 か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
	幼保連携型認定こども園 未来夢こども園	北井門 5 丁目 2-2	961-1545	60	4 か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
	幼保連携型認定こども園 くたに幼稚園	恵原町甲 536	963-0990	60	10 か月	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	19:00 まで	
西部	幼保連携型認定こども園 三葉幼稚園	山西町 447	952-1777	300	1 歳	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
北西部	幼保連携型認定こども園 愛隣こども園	三津 3 丁目 6-30	951-3463	60	6 か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
北部	認定こども園 コイノニア幼児園	久万ノ台 173	911-0336	60	産休明 (56 日)	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
北条	認定こども園 高縄幼稚園	苞木甲 153-1	994-2066	36	1 歳	7:30～ 18:30	7:30～ 15:30		

前ページの続き




掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。

保育所型認定こども園

※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

法的性格：児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能）

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
中心部	認定こども園 小羊園	小坂3丁目 6-13	943-6857	94	2か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで 土曜日は実施無し	
	認定こども園 ジャックと豆の木園	枝松6丁目 7-16	931-7911	100	2か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:30 まで	
	認定こども園 松山隣保館保育園	味酒町2丁目 14-3	921-6664	100	10か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
	認定こども園 愛光保育園	愛光町9-8	924-4535	90	10か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
	認定こども園 アイドル園※1 	生石町491-1 (分園:雄郡2丁目 6-17)	954-4034	45	2か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
南部	松山認定こども園 和泉 和泉保育園	和泉北1丁目 20-18	921-3355	120	10か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	20:00 まで 土曜日は19時まで	●
	認定こども園 はなみずき保育園	古川西1丁目 16-1	957-1611	70	6か月	7:00～ 18:00	8:00～ 16:00	19:00 まで 土曜日は実施無し	
	認定こども園 ゆうゆう	朝生田町6丁目 2-27	934-5115	37	6か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:30 まで 土曜日は実施無し	
西部	認定こども園 こどものくに保育園	南斎院町乙 41-3	926-5240	90	産休明 (56日)	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
	認定こども園 ジャックと豆の木園 余戸園 ※1 	余戸南2丁目 24-38 (分園:余戸南2 丁目19-33)	965-1330	110	2か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:30 まで	
北西部	もものはなこども園 ※2 	由良町479	961-2332	45	1歳	8:00～ 17:30	8:30～ 16:30		
北部	認定こども園 福角保育園	福角町甲 1258-2	978-3258	70	8か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
	認定こども園 城北愛児園	安城寺町 1744-6	978-4430	30	8か月	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	19:00 まで	
北条	認定こども園 慈童保育園	下難波甲816	992-0792	50	6か月	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	19:00 まで	
中島	中島こども園	中島大浦 3021-1	997-0101	20	1歳	7:30～ 18:00	8:30～ 16:30		

 ※1 認定こども園アイドル園及び認定こども園ジャックと豆の木園余戸園は、
 本園とは別の敷地に分園があります（詳細は直接施設へお問い合わせください。）

 ※2 もものはなこども園は、土曜日に保育利用の希望がない場合は閉園します。

掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。

幼稚園型認定こども園

※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

法的性格：学校（幼稚園＋保育所機能）

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
中心部	認定こども園 すみれ幼稚園	山越4丁目 11-1	926-3770	70	1歳	7:30~ 18:30	8:00~ 16:00		
	認定こども園 若草幼稚園 ※1	味酒町3丁目 5-1	993-8182	78	Point 1歳	8:00~ 19:00	8:00~ 16:00		
北東部	学校法人 綜芸種智院 石手学園 認定こども園 石手幼稚園 ※2	常光寺町甲 406-1	977-0165	10	3歳	7:30~ 18:30	8:00~ 16:00		
	認定こども園 育英湯山幼稚園	上高野町甲 119	977-7548	60	1歳	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
東部	認定こども園 育英幼稚園	東野3丁目 8-22	977-5466	72	1歳	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
	学校法人 久米幼稚園 認定こども園 久米幼稚園	来住町 535-3	975-2422	30	3歳	7:30~ 18:30	7:30~ 15:30	18:30 まで	
南部	認定こども園 椿幼稚園	古川西1丁目 16-1	957-1611	60	2歳	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
北西部	認定こども園 育英第二幼稚園	古三津3丁目 1-10	952-6635	145	1歳	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
北部	認定こども園 潮見幼稚園 ※2	吉藤5丁目 20-74	924-5457	30	3歳	8:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
北条	認定こども園 北条幼稚園	北条 1122	993-1154	60	1歳	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30		
	認定こども園 あい幼稚園	府中 818-3	993-3430	20	2歳	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	



※1 若草幼稚園は、令和7年4月1日時点で満1歳に達している子どもがお申込みいただけます。



※2 石手幼稚園と潮見幼稚園は、土曜日は閉園しています。

地方裁量型認定こども園

※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

法的性格：幼稚園機能＋保育所機能

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
東部	認定こども園 コモドまつすえ園	松末1丁目 3-3	975-5020	30	4か月	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
北部	認定こども園つくし	堀江町甲 108-15	978-2464	60	2か月	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	19:30 まで 土曜日は実施無し	

掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。

地域型保育事業所（事業所内保育事業）

※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

保育士の資格をもつスタッフなどが、会社や事業所の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う事業を実施しています。保育料・保育時間等は認可保育所と同じです。入園期間は最長で3歳となった年度の3月末日までです。なお、ユミー保育園たかのこは、3歳以上の場合でも入園申込可能となっています。詳しくは、園へお問い合わせください。

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
中心部	まつやま大手町保育所	大手町1丁目12-1	904-1963	7	6か月	7:30~18:30	8:30~16:30	19:30まで	
東部	ユミー保育園たかのこ	鷹子町407-1	955-7373	56	2か月	7:30~18:30	8:30~16:30	19:30まで	●
	ウィルビィバンビーノ	畑寺2丁目4-53	993-7235	9	6か月	7:30~18:30	8:30~16:30	19:00まで	
西部	保育園フォーキッズミネルワ 	東垣生町903-1	972-7171	16	6か月	7:30~18:30	8:30~16:30	19:00まで	
北部	おだんご	平田町398	989-8810	7	6か月	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30	
	医療法人 慈孝会 福角病院 さくら保育園	福角町乙69-1	979-2055	5	産休明(56日)	7:30~18:30	8:30~16:30	20:00まで	
	きらきらキッズ	福角町甲1285-1	995-8528	5	8か月	7:30~18:30	8:30~16:30	19:30まで	
北条	もりもりキッズ	苞木甲200番地	994-3366	13	6か月	7:00~18:00	8:30~16:30	19:00まで	



保育園フォーキッズミネルワは、延長保育の利用がない場合・土曜日に保育利用の希望がない場合は閉園します。

保育園フォーキッズミネルワは、食物アレルギーがある場合、給食提供について園に相談をしてください。



事業所内保育事業所は、上記の定員に加えて、各施設従業員枠があります。




掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。


地域型保育事業所(小規模保育事業)


※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

保育士の資格をもつスタッフなどが、専用施設で小規模な保育を行う事業を実施しています。保育料・保育時間等は認可保育所と同じです。入園期間は最長で3歳となった年度の3月末日までとなります。

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
中心部	まちっこ保育園	千舟町2丁目1-2	909-3960	19	4か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	ひめっこ保育園	春日町12-7	080-2981 -0655	19	4か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	 すまいる保育園	大街道2丁目5-12 (アエル松山2階)	904-7007	19	4か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	20:00 まで	
	かしの木園	朝美1丁目11-14	922-4214	18	50日	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	三福5star インターナショナル保育園 ※1	中村2丁目1-3 2階	906-7552	19	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	アユラキッズルーム あむぱむ ※2	宮田町4-1 キタBOX 駐車場内1階	986-9534	17	3か月	8:00~ 19:00	8:00~ 16:00	20:00 まで	●
	小規模保育所 ジャックと豆の木園 えだまつ第2	枝松6丁目7-21	931-6611	19	2か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:30 まで	
北東部	さかのうえ保育園 小規模保育園 溝辺園	溝辺町甲293-1	909-9994	19	3か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
東部	小規模保育事業所 ひかり	畑寺町843-1	948-4402	12	3か月	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	19:30 まで	
	小規模保育所 どれみ保育園	平井町3282-1	975-1235	19	3か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	アユラキッズルーム あむぱむ3 ※2	樽味4丁目8-16	968-1152	19	3か月	8:00~ 19:00	8:00~ 16:00	20:00 まで	
	ここえみ保育園	水泥町1215	976-0909	19	5か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	

 すまいる保育園は、運營業務を委託しています。(委託先:株)小学館アカデミー)

 ※1 三福5star インターナショナル保育園は令和7年度移転の可能性が有ります。
 詳しくは保育園へお問い合わせください。

 ※2 アユラキッズルームあむぱむ・あむぱむ3は、保育サービスを朝7:00から実施しています。
 (別途、延長保育料が必要) 詳しくは、保育所へお問い合わせください。

次のページへ続きます



掲載している保育所等は令和7年3月15日時点での情報です。
 該当施設に変動があった場合は別途、市ホームページでお知らせします。

地域型保育事業所(小規模保育事業)


※希望する施設で、保育内容や実費負担の利用料等について確認してください。

入園期間は最長で3歳となった年度の3月末日までとなります。

地区	園名	所在地	電話番号	定員	入園できる年齢	保育時間		保育サービス	
						標準時間	短時間	延長	休日
南部	天山保育園 ※1	天山2丁目 3-27	080-6282 -5206	19	6か月	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	20:00 Check まで	
	ついでる保育園	北井門3丁目 10-8	909-5110	19	3か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	小規模保育園おひさま	居相1丁目2-6 トウエル椿参道1階	905-2500	19	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	小規模保育園 夢じゃき園 UKENA	南高井町 1564-1	909-3394	19	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	なのはな保育園 ※2	和泉南6丁目 4-33	956-1188	19	1歳 Check	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで 土曜日は実施無し	
	和泉南保育園	和泉南1丁目 12-10	909-3122	19	1歳	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	19:00 まで	
西部	アユラキッズルーム あむばお空港通り ※3	南斎院町50-3	974-5618	19	3か月		8:00~ 16:00	20:00 まで	●
	小規模保育園みその	余戸中3丁目 10-35	972-3250	19	6か月	7:15~ 18:15	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	小規模保育園 夢じゃき園 HABU	西垣生町1241-2 JAえひめ中央垣生支所内	994-5919	19	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
北部	小規模保育所 うちみや保育園	内宮町甲15-6	989-7200	19	6か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	
	カメラア保育園	吉藤3丁目 10-36	926-2545	19	4か月	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	19:00 まで	

 ※1 天山保育園の延長保育は、連携施設の「松山認定こども園星岡」で実施しています。

 ※2 なのはな保育園は、令和7年4月1日時点で満1歳に達しており、離乳食から幼児食へ移行している子どもがお申込みいただけます。

 ※3 アユラキッズルームあむばお空港通りは、保育サービスを朝7:00から実施しています。
 (別途、延長保育料が必要) 詳しくは、保育所へお問い合わせください。

前ページの続き

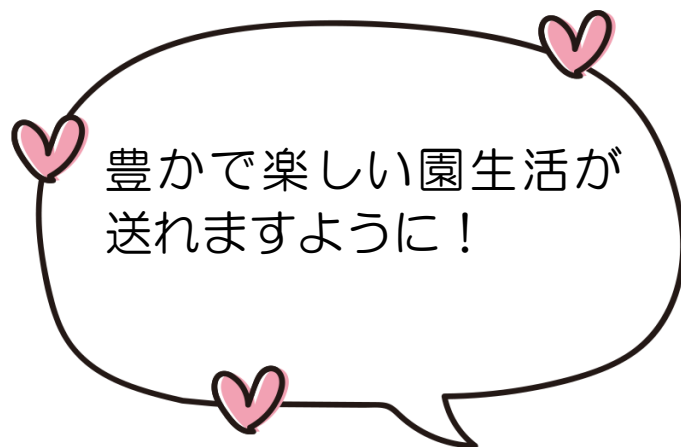




MEMO

A series of ten horizontal dashed lines for writing a memo.





豊かで楽しい園生活が
送れますように！

こども まんなか

「こどもまんなかアクション」とは、国のこどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取り組みです。

松山市では2023年7月に「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同し、市長が「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。

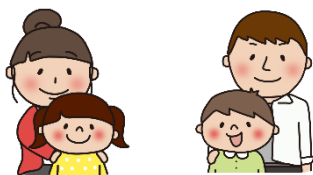
詳しくは、こちら



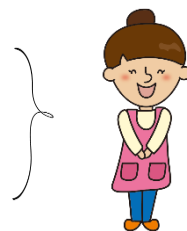
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi//kodomomannaka.html>



保育所と幼稚園、
どちらにしようかなあ？



保育・幼稚園相談窓口では、専任の保育士が認定こども園や幼稚園、保育所などの施設選びのお手伝いや、地域の子育て支援について、各種情報をご案内しています。お気軽にご相談ください！



松山市福祉・子育て相談窓口

住 所 松山市二番町四丁目7番地2 別館1階
TEL (089) - 948-6774
開所日 毎週月曜日～金曜日（祝日と年末年始除く）
時 間 8:30～17:00

久米保育園地域子育て支援センター内 子育て相談窓口

住 所 松山市鷹子町4-4
TEL (089) - 975-1007
開所日 毎週月曜日～金曜日（祝日と年末年始除く）
時 間 8:30～17:00